

ブロードバンド基盤ワーキンググループ（第5回）

1. 日時：令和4年12月8日（木）15：00～17：00
2. 開催形式：WEB会議
3. 出席者：

<構成員>

大橋主査、大谷構成員、岡田構成員、春日構成員、関口構成員、長田構成員、林構成員、藤井構成員、三友構成員

<オブザーバ>

全国知事会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、株式会社オプテージ

<総務省>

竹村総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、近藤総合通信基盤局総務課長、飯村事業政策課長、佐藤事業政策課ブロードバンド整備推進室長、片桐料金サービス課長、寺本料金サービス課企画官、西潟データ通信課長、山口電気通信技術システム課長、柳迫事業政策課調査官、齊藤事業政策課課長補佐、加藤事業政策課課長補佐

【大橋主査】 本日は、皆さん、大変お忙しいところ御参集いただきまして、ありがとうございます。定刻ですので、ただいまからブロードバンド基盤ワーキンググループ第5回を開催いたします。

本日の会議は、ウェブ会議での開催とさせていただきます。

まず、事務局より留意事項についてお願いいたします。

【加藤事業政策課課長補佐】 事務局でございます。本日は、御発言に当たっては、お名前を冒頭に言及いただきますようお願い申し上げます。また、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願い申し上げます。チャット機能もございますので、音声がつながらなくなった場合など、必要があれば、そちらも御活用いただければと存じます。ウェブ会議への接続が切れた場合などは、大変お手数ではございますけれども、事前に事務局よりお送りしたURLにもう一度ログインし

直していただければ幸いです。

資料の御紹介をさせていただきます。本日は、事務局資料として、資料5-1「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方 取りまとめ(案)」、及び資料5-2として「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方 取りまとめ(案) 概要」をお配りしております。

また、参考資料5-1として、前回会議後に構成員の皆様からいただいた追加の御質問への事業者等からの回答、参考資料5-2として、前回会議で関口構成員から御要望いただいた海底光ファイバ等に対する支援についての資料をお配りしております。これらも本日の御議論に御活用いただければ幸いです。

事務局からは以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。それでは、本日の議事に入りたいと思います。

本日は、「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方 取りまとめ(案)」について事務局から御説明いただき、その後、意見交換ということにさせていただければと思っております。

それでは、早速ですけれども、まず、事務局より御説明をお願いできればと思います。

【柳迫事業政策課調査官】 それでは、事務局より、ワーキンググループの取りまとめ(案)について御説明いたします。

資料5-1が取りまとめ(案)の全体でございますけれども、資料が大部にわたりますので、資料5-2の取りまとめ(案)概要に沿って御説明したいと思います。

それでは、資料5-2の1ページを御覧ください。「ブロードバンド基盤ワーキンググループについて」でございます。これまで第1回から第4回まで御議論いただきましたが、本日が第5回目ということで、ワーキンググループの取りまとめ(案)について御議論いただきたいと思います。

2ページを御覧ください。議論の前提としまして、「1. 電気通信事業法の一部を改正する法律(令和4年法律第70号)の概要」でございます。令和4年の電気通信事業法改正により、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度が創設されました。ポイントとしては、1階部分の(1)と2階部分の(2)がございます。ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスに新たに位置付けるということで、詳細は総務省令で規定することになりますが、まず、1階部分は、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービスである第二号基礎的電気通信役務を提供する事業者に課す業務規律でござい

す。電気通信事業法第7条では、基礎的電気通信役務を提供する事業者は、適切、公平かつ安定的な提供に努めなければならないとされておりまして、この基礎的電気通信役務の適切性、公平性を確保するために、契約約款の届出義務と、この約款に基づく役務提供義務が課されております。また、安定性を確保するために、技術基準適合維持義務等が課されているところでございます。

ただし、ブロードバンドサービスにつきましては、これまで法人向けに相對契約が行われているという実態がございますので、契約約款の届出義務につきましては、特段の合意がある場合は、相對契約が認められているところでございます。

(2) が交付金制度についてでございます。こちらは総務大臣が指定する支援区域において第二号基礎的電気通信役務を提供する第二種適格電気通信事業者、こちらも申請に基づき総務大臣が指定するものでございますけれども、この第二種適格電気通信事業者に対して、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る維持費用の一部を支援するために、第二種交付金を交付するものでございます。

以上が法律の概要でございまして、3ページ目からが、今回、具体的に御議論いただきました、今後の政令・省令で規定する事項の検討でございます。3ページが「2. 第二号基礎的電気通信役務の範囲」でございます。(1) としまして、第二号基礎的電気通信役務の具体的な範囲につきましては、これまで第二号基礎的電気通信役務を考えるに当たり、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等を継続的、安定的に利用する上での必要な手段となり得るものという観点から、FTTHとCATV(HFC方式)を念頭に議論されてきたところでございますけれども、今回、新たにこれらに加えて、これらに相当するワイヤレス固定ブロードバンド(専用型)を第二号基礎的電気通信役務とすることが適当としております。このワイヤレス固定ブロードバンド(専用型)につきましては、※6に定義を書いております。固定通信サービス向けに専用の無線回線を用いて提供するものということで、例として、地域BWAやローカル5G、こういった周波数を使って、固定通信サービスを提供する固定ブロードバンドサービスを想定しているところでございます。

(1) の2ポツ目、ワイヤレス固定ブロードバンドにつきましては、分類としても一つ、共用型というものを記載しております。この共用型につきましては、※7を御覧いただければと思ひまして、こちらは固定通信サービスと移動通信サービス共用の無線回線(携帯電話網)を用いて提供するものでございます。コロナ禍の中で実際にブロードバンドサービスを利用するに当たりまして、例えば、FTTHですと、契約しても、集合住宅な

どでは屋内配線の事情からなかなか速度が出ないとか、また、F T T Hの場合は工事が必要となるため、サービスを利用できるまで一定の時間がかかるといった課題が想定されます。そういった中で、例えば、携帯電話事業者が携帯電話の周波数を用いてワイヤレス固定ブロードバンドを提供するといったサービスも、現在始まっているところでございます。

このワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）につきましては、一つの基地局で携帯電話の不特定の利用者也カバーすることになり、多数の端末が接続される場合は、通信品質が安定しない等の課題がございますので、こちらのワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）につきましては、その位置付けについて引き続き検討を深めることが適当としてございます。

この検討に当たりましては、3ポツ目でございますとおり、前回のワーキンググループでも、N T T東日本・西日本から、こういった携帯電話事業者の無線設備を用いたワイヤレス固定ブロードバンドの提供について要望があったところでございます。この要望につきましては、現在、N T T法の自己設置設備要件との関係が課題になっておりますので、こうした点も含めて検討を深めることが必要としてございます。

(2) 卸電気通信役務が提供されている場合の扱いでございます。電話に関するユニバーサルサービスでは、設備の設置主体とサービスの提供主体が基本的には同じでございますが、今回御議論いただいておりますブロードバンドサービスのうち、特にF T T Hにつきましては、サービスの提供主体と設備の設置主体が異なるという点が、電話との間で大きな違いがあると考えております。

そういったこともございまして、卸電気通信役務を利用して卸先事業者が提供する役務は、適切性、公平性を確保して、利用者保護を図る観点から、卸先事業者が役務を提供する場合であっても、第二号基礎的電気通信役務に含めることが適当としてございます。

また、2ポツ目でございますとおり、卸元事業者により提供される卸役務につきましても、卸先事業者が第二号基礎的電気通信役務を適切、公平かつ安定的に提供するためには、卸役務自体の適切性、公平性、安定性も確保される必要がございますので、こうした卸役務につきましても、第二号基礎的電気通信役務に含めることが適当としてございます。

4ページを御覧ください。ここから、「3. 事業者規律の在り方」でございます。まず、(1)が契約約款の届出義務の適用範囲でございます。卸先事業者が提供する役務についても第二号基礎的電気通信役務と考えた場合に、この契約約款の届出義務の対象者が、大体1,200者程度になるということで、この全ての事業者から契約約款を届け出いただく

ことがあまり現実的でないという御議論があったところでございます。そういったことから、届出の対象者を一定程度絞っていく必要があるということで、今回、契約約款の届出義務の対象者として、第二種適格電気通信事業者と第二号基礎的電気通信役務に係る契約数が30万を超える事業者とすることが適当としてございます。

この30万の考え方ですけれども、現在、契約数が30万を超える事業者がおおよそ二十数者ございまして、その二十数者の契約数が全体の契約数に占める割合が、おおよそ8割をカバーしているということで、その8割の水準である30万を、今回、閾値とさせていただいたところでございます。

契約約款の届出によって、行政としては能動的なチェックをしていくこととなりますが、大部分の30万以下の契約数の事業者の対応につきましては、※11に書いておりまして、必要があれば、行政で報告徴収を行って、業務改善命令により必要な是正を行うことが可能となつてございます。

(2)が技術基準でございます。こちらにつきましても、まず、最初のポツは、卸先事業者が第二号基礎的電気通信役務を提供する場合の技術基準をどう考えるかという点でございます。F T T Hのサービス卸につきましても、単純再販型の卸役務を利用して卸先事業者が役務を提供する形態になってございますので、卸先事業者自体が設備を保有していないということがまず原則としてございます。

また、卸役務につきましても、卸元事業者が卸先事業者提供サービスと、卸先事業者がエンドユーザーに提供するサービスというのは、基本的には差異がないということで、卸元事業者から見ても、卸先事業者がエンドユーザーにどういうサービスを提供するかというのが、大体把握できるというところに特徴がございます。

そういったところから考えますと、卸元事業者に対して必要な技術基準適合維持義務等が適用されれば、卸先事業者が提供する第二号基礎的電気通信役務の安定的な提供が確保されると考えられますので、卸先事業者に対しましては、技術基準適合維持義務等は適用しないことが適当としてございます。

逆に、2ポツ目は接続でF T T Hを提供する場合でございます。例えば、加入光ファイバの接続事業者が提供する第二号基礎的電気通信役務につきましても、加入光ファイバを借りて提供することとなりますが、加入光ファイバを貸す側から見ますと、接続事業者が素材である光ファイバを使って、どういうサービスを提供するのか、すなわち、F T T Hなのか、イーサネットなのか、そういったところまでは把握ができないという事情がござ

います。そのため、貸す側にとっては、接続事業者が借りた加入光ファイバを用いて第二号基礎的電気通信役務を提供しているのかどうか分からないという状況でございますので、こういった場合につきましては、接続事業者に他者設備も含む形で技術基準適合維持義務等を適用することが適当としてございます。

3ポツ目は、速度基準につきまして、テレワーク等の安定的な利用を可能とする観点から、名目速度下り30Mbps以上とすることが適当としてございます。

また、4ポツ目で、上りの通信速度の確保が難しいCATV（HFC方式）につきましては、上り速度を担保するため、ITU規格のDOCSIS 3.0以降に準拠することが適当としてございます。

(3)が、不採算地域におけるブロードバンド基盤の整備及びブロードバンドサービスの提供確保に関する計画の公表でございます。こちらにつきましては、まず、特別支援区域においては、未整備地域の解消や公設地域から民設民営への移行促進が副次的な政策目的としてございます。そのため、こうした未整備地域の解消や民設民営への移行の状況を把握するために、特別支援区域に係る第二種適格電気通信事業者の指定要件として、特別支援区域における回線設備の整備、そして、第二号基礎的電気通信役務の提供確保に関する計画を策定・公表することを求めることが適当としてございます。

5ページを御覧ください。「4. 一般支援区域・特別支援区域の指定の在り方」でございます。(1)が、支援区域の指定の単位でございます。表では支援区域に係る法定事項を記載してございます。一般支援区域、特別支援区域、それぞれ2つの要件がございます。それぞれ②を見ていただきますと、支援区域の要件としましては、競争中立性等の観点から、「1者以下の提供」の地域を支援区域としてございます。そうしますと、支援区域の地理的単位が都道府県や市町村となりますと、「1者以下の提供」地域をなかなか特定するのが難しくなってくるというところもございますので、きめ細やかな支援を可能とするために、支援区域の地理的単位は町字単位で指定することが適当としてございます。

(2)が一般支援区域の指定要件、(3)が特別支援区域の指定要件でございますが、ここで記載している内容につきましては、6ページの図表を御覧いただければと思います。この6ページの図表ですけれども、縦軸が全国の町字ごとの1回線当たりの第二号基礎的電気通信役務を提供するために通常見込まれる平均コストを示しております。横軸が全国の町字でございまして、この図表は、右から順番に町字単位で1回線当たりのコストが高い順に並べているというふうに御理解いただければと思います。

そうした中で、一般支援区域というのは、青い点線を上回る、モデル上の赤字地域にある【A】と書いてある部分でございます。このモデル上の赤字地域を特定するに当たりまして、青い点線の水準としましては、今回、ここを1回線当たりの平均的な収入見込額とすることが適当としてございます。

また、特別支援区域というのは、この図表でモデル上の大幅な赤字地域を特定することになりますが、それが茶色の点線の水準でございます。ただし、この茶色の点線の水準をどう設定するかによって、交付金額に大きな影響が出てくるということもございますので、実際のモデルの構築の状況を踏まえまして、特別支援区域の茶色の点線の水準を検討することが適当としてございます。

特別支援区域を検討するに当たりましては、副次的な政策目的として、未整備地域の解消や公設地域から民設地域への移行の促進がございまして。そのため、未整備地域や公設地域が、図表の【B】と書いている特別支援区域に全て当てはまれば良いのですが、モデルで特定する以上、一定の限界がございまして。そのため、例えば、図表の【C】のように未整備地域や公設地域が本来なら一般支援区域に該当する赤字エリアにあった場合であっても、こうした未整備地域や公設地域については特別支援区域に含めることが適当としてございます。

6ページの(4)が、一般支援区域・特別支援区域に共通する指定要件でございます。こちらの要件としましては、まず、「1者以下の提供」地域である「1者以下」とはどういうものかを定める必要がございまして。こちらにつきましては、競争中立性等の観点から、役務の継続提供期間が1年超、かつ、区域内の回線設置規模の割合が50%超の事業者の数をカウントすることが適当としております。

また、この「1者以下の提供」地域を把握するためには、※14に記載のとおり、第二号基礎的電気通信役務を提供する回線設置事業者に対して、町字単位でその提供区域の報告を求めることが適当としております。

ただし、この点につきましては、報告に当たって、事業者で判断に迷うような事例が生じる場合も考えられますので、そうした場合には、ガイドライン等で考え方を示すことにより、運用の透明性を確保することが考えられると記載しております。

7ページを御覧ください。「5. 第二種適格電気通信事業者に対する第二種交付金の支援要件」でございます。支援の要件としては、(1)と(2)の2つがございまして。まず、(1)の電気通信回線設備の規模の要件でございます。こちらは、一般支援区域、特別支援区域

でそれぞれ異なる基準を設けておりました、まず、一般支援区域につきましては、※15にございます、NTT東日本・西日本やケーブルテレビ連盟のサンプル調査を踏まえまして、回線設備の規模の割合は当面50%超とし、必要に応じて今後の実態を踏まえた見直しを検討することが適当としてございます。

また、特別支援区域につきましては、未整備地域の解消等が特に求められる地域でございますので、当初は、回線設備の規模の割合は10%超とし、今後の整備の状況を踏まえて、段階的な引上げを継続的に検討することが適当としております。

(1)の2ポツ目につきましては、この回線設備の規模のカウントの仕方ですけれども、一部の地域では第二号基礎的電気通信役務が公設民営方式で提供されるケースもございます。公設民営方式の場合ですと、自治体から貸与された回線設備がございますので、こうした貸与された回線設備につきましても、支援対象者の要件である回線設備の規模の割合にカウントすることが適当としております。

ただし、民設民営への移行を促す観点から、公設民営で提供される回線設備につきましては、第二種交付金による支援の対象外とすることが適当としております。

(2)が、2つ目の支援の要件である役務の継続提供期間でございます。こちらにつきましては、短期間で撤退するような事業者に支援をする必要性が乏しいこと、年度ごとに交付金の認可がなされることを踏まえまして、役務の継続提供期間の要件は、第二種適格電気通信事業者の指定の日から1年を超えることとすることが適当としてございます。

8ページを御覧ください。「6. 第二種交付金の在り方」でございます。(1)は費用算定の対象設備等でございます。こちらにつきましては、まず、設備管理部門の対象設備は、維持費用の大きさに鑑みまして、アクセス回線設備と離島における海底ケーブルを基本とすることが適当としてございます。

設備利用部門の原価につきましては、第二号基礎的電気通信役務の提供に最小限必要なものに限定すべきという考えから、販売促進費等の競争対応費用を除くことが適当としてございます。

(2)が、費用の算定方法でございます。まず、最初のポツで、第二種適格電気通信事業者固有の非効率性を排除するため、原則として一定の標準的なモデルを用いることが適当としてございます。

2ポツ目としましては、まず、他の役務と共用している設備、例として通信事業と放送事業とで共用している設備や、他事業者と共用している設備、例として、他事業者へ帯域

貸しをしている離島の海底ケーブル、こういったものにつきましては、適切なコストドライバに基づき、費用配賦することが必要としてございます。

3 ポツ目としましては、費用算定に当たり、二重の支援にならないように留意することが必要としまして、具体的に①と②の2つがございませう。①として、ユニバーサルサービス制度による交付金と設備構築・更新等への補助金、そして、②として、ユニバーサルサービス制度による交付金と接続料または卸料金の収入、こういったものが二重の支援にならないような留意が必要としてございませう。

4 ポツ目では、費用算定の詳細につきましては、第二種負担金の額に与える影響の大きさにも鑑みまして、モデル構築の状況を踏まえて検討を深めることが適当としてございませう。

9 ページを御覧ください。(3)として、支援区域ごとの支援対象設備の範囲でございませう。まず、一般支援区域につきましては、法律上、前年度における第二号基礎的電気通信役務の提供に係る赤字額を交付金額の上限としておりますので、支援対象となる回線設備の範囲に関係なく、第二号基礎的電気通信役務全体の収支が赤字の場合に支援することとしております。

その一方で、特別支援区域につきましては、第二号基礎的電気通信役務全体の収支が黒字の第二種適格電気通信事業者であっても、支援対象となっております。この場合、黒字の事業者に対してどこまで支援する必要があるのかというところがポイントになります。今回の整理では、この特別支援区域の副次的な政策目的というのが、未整備地域の解消と民設移行を促進することにございませうので、特別支援区域の指定後に新規整備・民設民営へ移行した回線設備に係る維持費用に限定して支援することが適当としてございませう。

特別支援区域の既整備の回線設備につきましては、この制度ができる前に経営判断として整備したものであり、これまで内部相互補助によって維持されていると考えられますので、黒字の事業者については支援の対象外としているところでございませう。

10 ページを御覧ください。(4)として、交付金算定の考え方でございませう。交付金算定の考え方につきましては、一定のベンチマークを超える費用を補てん対象部分とするベンチマーク方式と、費用と収入の差額を補てん対象とする収入費用方式の2つがございませう。

今回の考え方としましては、最初のポツにございませうとおり、地域ごとの料金格差が一定の幅以下の状態を確保する目的から、ベンチマーク方式を念頭に具体的な算定方法を検討することが適当としてございませう。

ただし、例外としまして、特別支援区域の未整備地域の解消・民設移行の促進等の観点から、特別支援区域の指定後に新規整備・民設民営へ移行された回線設備につきましては、モデルにより算定した収入費用方式を念頭に、具体的な算定方法を検討することが適当としてございます。

11ページを御覧ください。「第二種負担金の在り方」でございます。(1)が負担事業者の範囲ということで、こちらにつきましては、円滑な制度運用や支援機関の負担軽減の観点から、電話に関するユニバーサルサービス制度と同様になりますけれども、前年度の電気通信事業収益が10億円を超える事業者とすることが適当としてございます。

また、(2)も電話に関するユニバーサルサービス制度と同様になりますけれども、第二種負担金の額の割合の上限につきましても、負担事業者の前年度の電気通信事業収益の額の3%とすることが適当としてございます。

(3)が、卸先事業者がブロードバンドサービスを提供する場合の第二種負担金の徴収ということで、こちらにつきましては、支援機関の事務負担の軽減や制度の簡素化の観点から、支援機関は卸元事業者から第二種負担金を徴収することが適当としてございます。

12ページを御覧ください。(4)が、第二種負担金の算定単位でございます。電話に関するユニバーサルサービス制度では、番号単価に毎月の稼働番号数を乗じた負担金の額を徴収することとなっておりますけれども、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度においては、負担金の額につきまして、回線単価に毎月の回線数を乗じた額を徴収することが適当としてございます。

(5)が、専用役務、閉域網通信、I o Tサービスの扱いでございます。1ポツ目が、専用役務や閉域網通信については、独立したネットワークにおいて特定の通信先との間でのみ通信を行い、その用途が限定的であることから、第二号基礎的電気通信役務の提供確保による受益が想定されないために、第二種負担金の算定の対象としないことが適当としてございます。

2ポツ目のI o T端末との通信に用いるサービスは、このワーキンググループでもいろいろと御議論がございました。I o Tにつきましても、多くが閉域網通信に限定されていることが想定され、また、一部インターネットに抜けるものもありますけれども、データ量が小さいことが想定されることに鑑みまして、当面の対応として第二種負担金の算定の対象としないことが適当としてございます。

13ページを御覧ください。「8. 利用者等への周知の在り方」でございます。まず、利用

者等への周知につきましては、総務省や支援機関等のホームページ、パンフレット等において分かりやすく情報提供を行うことが適当としてございます。

また、負担事業者等が利用者に対して行う情報開示の具体的な内容・方法につきましては、電話に関するユニバーサルサービス制度でも情報開示に関するガイドライン等がございましたので、こうしたものを参考にすることが考えられるとしております。

最後に、3ポツ目ですけれども、ブロードバンドサービス提供事業者につきましては、自分たちが負担事業者になるのかどうか分かりづらいというところもあると思いますので、負担事業者の要件・範囲等について、総務省と支援機関がしっかりと連携して説明会等を通じて適切に周知していくことが適当としてございます。

簡単ではございますけれども、以上が取りまとめ（案）の概要でございます。よろしくお願ひします。

【大橋主査】 丁寧に御説明いただいて、ありがとうございました。

それでは、意見交換のほうへ移りたいと思います。本日御出席の構成員の皆様方から御意見なり、あるいは御質問なり、いただければと思っています。

なお、今御説明を聞いていただいたように、大変多岐にわたりますので、3つぐらいに区切って御意見いただければなと思います。

まず、概要の2ページ目に、「1. 電気通信事業法の一部を改正する法律（令和4年法律第70号）の概要」というところがございます。そこから「3. 事業者規律の在り方」ということで、これが4ページまでありますけれども、そこまで一旦区切って、御意見、御質問をいただければと思います。

参考資料5-1においても、事業者の皆様方から御回答いただいているところがございますので、構成員の皆様においては、事務局だけでなくオブザーバーの事業者へも御意見などをいただいて、意見を深めていければというふうに思っています。

それでは、どなた様からでもいただければと思います。

ありがとうございます。それでは、大谷構成員からお願いいたします。

【大谷構成員】 日本総研の大谷でございます。どうも事務局で緻密に取りまとめをしていただきまして、ありがとうございました。

今御説明いただいた内容の中で少し気になる点だと思っているのが、資料で言いますと3ページになりますけれども、第二号基礎的電気通信役務の範囲として、ワイヤレス固定ブロードバンドという新しい名称をつけていただいている部分かと思います。ブロードバ

ンドの位置付けとしては、ワイヤレス固定電話に近いものとして、イメージしやすい言葉ではありますけれども、逆に、ワイヤレス固定電話との関係で、この言葉を使い続けることに紛らわしさが出てくるということもちょっと懸念されるのではないかと考えております。提供主体が異なる点であるとか、あるいは、ワイヤレス固定ブロードバンドにつきましては、NTT東日本・西日本は今後検討を深めるにしても、提供しないという点ですとか、これらの言葉を使っていく上で、これは利用者への説明等の後ろのほうの項目になるかもしれませんけれども、できるだけ分かりやすい解説が伴うようにしないと、なかなか理解いただけないのではないかと懸念を若干持っております。

ただ、この3ページの整理でございますけれども、ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）について取りあえず対象としつつも、今後、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）についても、引き続き検討を深めた結果、実質的にワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）に匹敵する程度の提供条件が確保できるような見通しがつきましたら、これらも含めてブロードバンドのユニバーサルサービスの対象とし得るという、ちょっと可能性の開かれた取りまとめになっている点、共感を持って受け止めさせていただきました。

感想めいた内容で申し訳ないんですけども、一言コメントをさせていただきました。以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

それでは、三友構成員、お願いします。

【三友構成員】 三友です。今の大谷構成員のコメントに呼応する形で申し上げたいというふうに思います。基本的に技術中立性に近い形で、中立性を担保する形で、第二号基礎的電気通信役務の範囲が定められているところは、私個人は大変評価をいたします。もちろん今後、様々な環境の変化、もちろん技術的な変化もありますし、デモグラフィックの変化もありますし、社会状況その他が大きく変わっていく可能性がありますので、その中で最適な技術を選んでいくということがやはり担保されるべきではないかなというふうに思いますので、今後の検討に委ねるとしながらも、様々な可能性をここで担保しておくということが重要ではないかなというふうに思います。

ちょっと感想的になってしまいましたけれども、私からのこの部分におけるコメントは以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。岡田構成員、お願いします。

【岡田構成員】 ありがとうございます。コメントが重なって恐縮ですが、私も今のと

ころ、3ページ目のワイヤレス固定ブロードバンドの専用型、共用型という分類は、今回の資料で初めて登場したかと思いますが、今までの議論を踏まえた形で、こういうふうに一步前進という形で取り入れていただいたなということで、前向きに捉えたいというふうに評価いたしております。

ただし、無線技術は、既に三友先生からコメントがあったように、今後どう変動、変化していくか分からないところもあります。3年なり5年なり経って見直してみると、このような形で枠をはめていることが非常に硬直的というか、そういうふうに思われる状況が起こる可能性も大いにあると思います。そういうときにやはり柔軟に見直していくという建て付けで見ていく必要があるのではないかなというふうに感じております。

この辺り、引き続き検討を深めるとか、今後も検討を深めると、こういうふうに言及されているところでありますが、ぜひこの点を踏まえて、継続的に検討をしていくというスタンスが示されるようにというふうに願っております。

私からは以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。春日構成員、お願いします。

【春日構成員】 ありがとうございます。私のほうからも、ほとんどコメントというか、内容が重なってしまうんですけども、第二号基礎的電気通信役務ということですので、基礎的という言葉にもあるとおり、もともとの検討がユニバーサルサービスということから始まっていますけど、いろいろな可能性がある中で、一番最初の導入に当たっては、基礎的なもの、コンセンサスが得られるようなものというのを導入していくという方向で決めたことについてすごく評価いたしますし、今後、サービスの進展とともにいろいろなものを見直していくというのが、そもそものユニバーサルサービスの考え方に近いような気がいたしますので、非常に賛同いたしますというのが1点です。

それから、一応、お役所、監督官庁が、それぞれの業務の進行に対して物を言えるという体制を整え、4ページ目のところですね。整えつつも、業務の簡素化についての基準を設けて、事業者の方の負担にも配慮するというのも、基礎的電気通信役務の提供に対して非常に大事なことではないかと思っておりますので、この点についても賛同したいと思います。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。続いて、林構成員、お願いします。

【林構成員】 音声のみで失礼いたします。

御説明ありがとうございました。私も3ページの第二号基礎的電気通信役務の範囲のと

ころですけれども、内容は先生方の御発言とほとんど重なるんですけれども、現状ではワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）を対象とするということが適当としつつ、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）は今後の検討課題とするということで、私もこの整理に賛同しつつも、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）もサービスが出た当初は事業者によってかなりばらつきがあったりして、なかなかこれを対象とするということは難しかったというふうに思うんですけれども、現在、例えば市販する5Gのホームルーターなどでも、品質とか速度の点で、いわゆるブロードバンドとして遜色ないレベルに達しているサービスもあつたりしますので、今後検討を行うに当たって、品質とか速度の実地の検査を積み重ねて、データをそろえていく中で、今後、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）についても検討を深めていくと。あるいは、場合によっては、この整理を変えていくということが必要で、先生方おっしゃったように、柔軟に今後検討していくことが必要なのかなというふうに思いました。

感想ですけれども、以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。藤井構成員、お願いします。

【藤井構成員】 私も同じところなんですけど、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）について、この専用型、共用型という分け方は非常によいところだと思っています。

ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）については、現在、周波数の不足が多分地方ではそれほどないのではないかと思いますので、その辺りの技術的な解決、周波数の余裕度をうまく使った技術的な解決方法であつたりとか、アンテナの取付け方であつたりとか、固定の仕方というところで解決できる場所も多々あるのではないかと思います。

その辺り、知見がたまっていない状況で今回位置付けるのはまだ難しいというのが道理なんですけど、先ほど林先生がおっしゃったように、色々な知見をためて、実測のデータ、もしくは何をすればよくなるのかというところをもう少し積み重ねていって、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）についても、将来的に十分にこの範囲に含まれるということが分かった段階で変えられるような準備をしていただくのがよいのではないかと思います。

以上、コメントですが、よろしくお願いします。

【大橋主査】 ありがとうございます。

以上、お手が挙がっている構成員の皆様方には御発言いただいたかなと思います。非常に多くのコメント、今回の第二号基礎的電気通信役務の範囲に関わる場所として、ワイ

ヤレス固定ブロードバンドという点について多くの御指摘をいただいたところですが、もし事務局から何かコメントがありましたら、いただいてもよいでしょうか。

【柳迫事業政策課調査官】 先生方に多くの御意見をいただきまして、誠にありがとうございます。

順にコメントさせていただきます。まず、大谷先生からのコメントですが、ワイヤレス固定ブロードバンドの名称とワイヤレス固定電話の名称が紛らわしいことにならないかといった点について、大谷先生のおっしゃるとおり、人によっては、やはり区別が分かりにくいというところもあるかと思えます。

特にワイヤレス固定ブロードバンドについては、専用型と共用型ということで場合分けをして、制度上の位置付けも分けておりますので、利用者の方ですとか事業者の方、皆様が混乱しないように、ワイヤレス固定ブロードバンドがどういうものか、ワイヤレス固定電話とは何が違うのか、そういった点を分かりやすく工夫しながら、今後、制度の周知ができればと思っております。

また、三友先生、岡田先生、春日先生、林先生、藤井先生、それぞれの先生方からは、第二号基礎的電気通信役務の範囲につきまして、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)を今後どう位置付けていくかというところで、いろいろと御示唆をいただいたところでございます。先生方のおっしゃいますとおり、技術の進展は速く、こうした技術変化や環境変化を踏まえて、制度として最適な技術が取り入れられるようにしていくことは大事なことでと思っております。

最後に藤井先生から、周波数について、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)であっても地方では不足していないのではないかと、アンテナの取付け方といった話もございました。林先生のおっしゃったデータの話も含めまして、今後検討するに当たりましては、しっかりと知見を積み重ねていって、こうしたワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)の位置付けについて検討していければと思っております。大変貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

それでは、次、3つパートに分けたいということで、また最初のパートに言及されてもいいんですが、2番目のパートについても御議論させていただければと思えます。

「4. 一般支援区域と特別支援区域の指定の在り方」、「5. 第二種適格電気通信事業者

に対する第二種交付金の支援要件」となっておりますので、構成員の方で御意見あるいは御質問があれば、是非いただければと思います。いかがでしょうか。

それでは、まず、岡田構成員、お願いいたします。

【岡田構成員】 ありがとうございます。5. の7枚目のスライドの電気通信回線設備の規模に関わる要件のところですが、一般支援区域については、当面50%超とし、というのは違和感がないんですが、特別支援区域については、当初はということで、区域内に設置する回線設備の規模の割合は10%超とし、今後の整備状況を踏まえて段階的に引上げを継続的に検討すると、こういう記述になっております。これはもちろん違和感はないところではあるんですが、やはり特別支援区域における参入、投資等を支援ということの趣旨を踏まえると、この10%超というのが今後どのように引き上げられていくのかというタイムラインについて、何らかの見通しといいますか、考え方というか、そういったこともある程度事業者に示されたほうがよいのではないかと。

例えば、この10%超という基準が、かなり多くの事業者の状況をにらみながら、無理のない形で引き上げられていくということなのか、その辺りの状況が、事業者側の投資意欲にもかなり影響を与えるだろうと思いますので、この辺りの考え方、趣旨みたいなものがある程度示されることも、望ましいかなというように感じました。

私からは以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。藤井構成員、お願いします。

【藤井構成員】 私は、4. の一般支援区域と特別支援区域の指定の在り方についてのコメントなんですが、特に特別支援区域の指定というところで、ここに既に書かれていますが、モデル構築の状況を踏まえて検討ということで、負担金の額に直接つながるところのレベルがここで決まってくるのではないかと思いますので、こちら、シミュレーションもしっかりやった上で決めていただかないと、負担金が年ごとに増えていったときに、皆さんの負担感がどんどん増していくような形で、この制度自体がうまくいかなくなるということがないように、うまく設計しなければいけないところかと思っておりますので、非常に難しいところかと思っておりますが、今後検討をしっかりといただければと思っておりますのでございます。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。続いて、大谷構成員、お願いします。

【大谷構成員】 大谷でございます。私は7ページになりますけれども、交付金の支援

要件の部分で、一般支援区域、特別支援区域で、町字単位での50%、それから10%といった指標、基準を設けるわけですけれども、これを事業者の方が、世帯数に対して50%超の設備の敷設ができていくかどうかという判断が適切にできるものかどうかといったところが、ちょっと実務が理解できていないところでして、50%超であるかどうかといったことを確認するのに、過剰に負荷がかかったり、手間をかけたりにするのは望ましくないのではないかなと思っているところですが、事業者の方で、特にこういった基準の判定について困難を感じていらっしゃるかどうかを確認させていただければと思います。

オブザーバーの方への御質問のような形になりますけれども、特に問題ないのであれば、御意見いただかなくても大丈夫だと思います。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

まず、今の山本構成員の御質問で、一般支援区域における50%超のこの敷居について、事業者として困難を感じる方がいれば御発言いただきたいという御趣旨の御発言だったと思います。特段問題なければ、御発言を要しないということなのですが、もし何かコメント等、事業者の方でされたい方がいらっしゃいましたら指名させていただきますが、いかがでしょうか。

それでは、KDDIさん、お願いします。

【KDDI株式会社】 KDDIの山本でございます。山本先生のコメントについて、本当に一言だけでございます。町字単位で回線設備の規模50%の判定ということ、これは制度の趣旨としては、きめ細かく制度を運用するというところで、大変重要な視点だと思いますが、一方で、やはりこれ、年に一度の報告であったとしても、事業者側の作業負担というのが非常に高く、継続的に制度運用する上では、どうやって負担を軽減させていけるか、この辺りは継続的に引き続き御相談をさせていただければと思いますので、御懸念というか、コメントいただきまして、大変ありがとうございますというところでございます。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。三友構成員、お願いします。

【三友構成員】 ありがとうございます。今、KDDIの山本さんがおっしゃったことは非常に重要なことだと思ひまして、その点に限らず、これ、町字単位で毎年調査をこな

ければならない、あるいは計算をしなきゃいけないということで、事業者の負担もさることながら、規制側のコストというのも相当かかる可能性があると思うんですね。そういう点からも、なかなか一旦制度を決めてしまうと、制度って変えられないところはあるんですけども、なるべく規制のコストも含めて、全体のコストが小さくなるような努力というのを今後も継続していかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思います。それが1点です。

それから、もう一つ、事務局に質問があるんですけども、6ページの図の中で、一般支援区域と、それから特別支援区域に分かれておりますけれども、公設のもの、あるいは未整備の地域については、これらは特別支援区域に該当するというふうに書かれておるわけですけども、例えば、公設のものが、その後、この制度によって民営になると、公設であれば公設のままなのかもしれないですけど、民設のような形にするのか、ちょっとそこはよく分かりませんが、そのときに、ずっと未来永劫にわたって特別支援区域に該当するというふうにみなすのか、それとも、ある程度期限をもって、特別支援区域に該当すると考えるのか、その辺どうなのか、ちょっと確認をさせていただきたいんですけども。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。事務局に確認させていただきます。

もし関口先生、御発言可能であれば。

【関口構成員】 今の議論、すごく重要なポイントだと思っておりまして、7ページの15番目の脚注のところ、サンプル数が具体的に示されていないんですけども、このサンプル調査によれば、町字単位の調査で9割以上カバーしているというようなことの表現があって、これは全体の信頼性が担保できているかどうかをちょっと教えていただければというふうに思いました。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

それでは、事務局のほうから、今の三友先生及び関口先生の御指摘も含めて、御回答及びコメントいただけますかね。

【柳迫事業政策課調査官】 先生方に多くの御意見をいただきまして、誠にありがとうございます。

順にコメントさせていただければと思います。まず、岡田先生から、資料5-2の7ペ

ージの特別支援区域の回線設備の規模の割合である10%超の段階的な引上げを継続的に検討することに関しまして、見通し、タイムラインを示してほしいということですが、こちらにつきましては、もともと10%超としていますのは、やはり未整備地域を解消していきたいということが副次的な政策目的でございます。いきなり50%超の世帯カバーの回線設備の規模を求めるのであれば、整備をしない、投資をしないということにもなりかねませんので、まずは10%超とします。

ここでいう段階的な引上げというのはどういう考え方かと申しますと、ある程度整備が進んでいくことによって、10%よりも高いカバー率を達成したにもかかわらず、それが後退しても良いのかという観点から考えておりました、基本的には、全体の状況を踏まえまして、10%超の回線設備の規模を達成でき、それよりも高い水準を維持したいと判断した場合に引き上げていくというものでございますので、まだ10%以下の水準の場合に、10%超の基準を引き上げていくといったことを現時点で考えているものではございません。

次に、藤井先生からのコメントですが、6ページのグラフのところの茶色の点線の特別支援区域の基準、ここは藤井先生のおっしゃいますとおり、負担金の額に影響が大きく出るところでございますので、こちらにつきましては、モデル構築の状況も踏まえまして、慎重に検討していきたいと思っております。

また、大谷先生からオブザーバーへの質問ということで、回線設備の規模の50%超の報告について、世帯数が把握できるのかというところで、KDDIさんからも御回答があったところがございます。

こちらにつきましては、三友先生からも、全体のコストが大きくなる努力を、という御意見があったかと思ひまして、併せてコメントを申し上げますと、例えば、資料の5-1の取りまとめ(案)の41ページを御覧いただければと思いますが、事業者回線設備の規模の報告を求めることにつきましては、まず、対象者としては、回線設置事業者に限定するというところで、接続事業者ですとか卸先事業者に報告を求めるものではございません。あくまで「1者以下の提供」地域を判断するために、回線設置事業者のみに報告を求めるということと、報告に当たりまして、できるだけ補助ツールを用いまして、事業者の報告の負担を減らしていきたいと考えています。

また、報告に当たりまして、このカバー率の正確な数字を計算して報告していただくのではなくて、例えば、今回の回線設備の規模の割合の基準が50%超であれば、この50%を明らかに超える場合は、細かいカバー率の計算をしなくても超えると判定できますので、

こういった工夫をしながら、できる限り全体のコストがかからないような形で制度運用できればと考えているところでございます。

あと、三友先生から、6ページの図表に関連して、公設地域から民設地域に移行した場合、ずっと特別支援区域に該当するののかといった御質問がございました。この点につきましては、今回のブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度の特別支援区域の副次的な政策目的の一つが、公設から民設に移行していくということであり、これが大きなポイントでございます。民設移行がなかなか進まない原因というのが、やはり民設移行した事業者にとって、維持費を確保することが難しいというところが課題であると考えておまして、このユニバーサルサービス制度の交付金によって、事業者の維持費を支援して民設移行を促していこうとするところが今回のポイントでございます。御回答としましては、この制度が現行の考え方のまま続く限りにおいては、一度民設移行されれば、民設移行した部分を維持していくために、特別支援区域として位置付けられていくことになろうかと想定しております。

最後に、関口先生からサンプル調査のデータについて御質問がございました。こちらにつきましては、町字のデータということで、ケーブルテレビ連盟とNTT東日本・西日本から回答がございました。ケーブルテレビ連盟のサンプル調査の数としましては、全体の町字数で申し上げますと、1,000程度の町字データを用いております。NTT東日本・西日本は全体で700程度の町字データを用いております。やはり全体を全て調べ切るのがなかなか難しいというところもございましたので、それぞれ1,000程度と700程度の町字がサンプルでございます。

事務局からの回答は以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

長田構成員からも手が挙がっていますので、長田構成員、お願いします。

【長田構成員】 ありがとうございます。この後の交付のところとちょっと関係する話なんですけれども、こういう制度が始まりますというか、こういう考え方ですということをお皆さんに御理解いただいて、そして交付ということになるわけなんですけれども、この指定が非常に時間がかかったり、それから、指定の要件が皆さんの理解をきちんと得られないと、少しブロードバンドの進展が止まってしまう。指定をされて、交付を受けたいと思うことで、少し止まってしまうことがあるのではないかとこのことを心配しておまして、その点、スピード感が必要なのかなというふうに思いましたということをお、ちょっと意見で

すけれども、お伝えしたいと思いました。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。まさに御指摘のとおりだと思いますので、事務局のほうで、しっかり受け止めて、迅速にという御指摘だと思います。ありがとうございます。

それでは、よろしければ残りの、「6. 第二種交付金の在り方」から「8. 利用者等への周知の在り方」までのところで、もし御意見、御質問あれば、是非いただければと思います。よろしくをお願いします。

林構成員、お願いします。

【林構成員】 ありがとうございます。6. のところの10ページの(4)の交付金の考え方のところでございますけれども、これは新規整備・民設移行等がなされた特別支援区域については、収入費用方式を採用するというを念頭に、具体的な算定方法を検討するというふうにございまして、この方向性も私は賛同するところでございますけれども、ここの部分は、思いますに、まずは事業者が手を挙げやすい制度としなければならない一方で、手を挙げた事業者のいわゆる言い値であっては、費用効率性の点でいかなものかというふうに思いますので、そのバランスが大事なのかなというふうに思っています。

その意味で、例えば、第一種公衆電話のように、LRICの方式で算定するというのは全く適当ではないとは思いますが、他方で、実際費用ベースに何らかの効率化を考慮したコスト算定も必要ではないかというふうに思いますので、そういう意味では、何らかの効率化係数を組み合わせたモデルと実際費用の組合せによって算定するというのも必要ではないかというふうに思いますので、基本的には、事業者が費用をしっかり回収できて、維持を継続的にできるという制度がベースだと思いますけれども、その辺り、効率化の点もちょっと加味しながら、今後検討を深めていただければなというふうに思っています。

感想ですが、以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。大切な視点だと思います。ありがとうございます。大谷構成員、お願いします。

【大谷構成員】 度々発言させていただきまして、ありがとうございます。資料で言いますと、11ページの交付金のところの説明でございますけれども、この図に端的にありますように、エンドユーザーから見たときに、負担金の徴収対象となる契約なのかどうかと

いう違いがあります。卸先の事業者と契約をしている場合に、その回線のところには負担金が徴収されないということではあるんですけども、結果的に恐らくそれもエンドユーザーに負担金部分が転嫁されていくという成り行きになってくると思いますので、エンドユーザーから御覧になったときに、自分の契約している事業者が負担金の対象であるかどうかということ以上に、自身が転嫁されているかどうかということについて認識ができるような周知方法が取られる必要があるかと思います。

この点につきまして、最後のページでは、これまでの電話のガイドラインを参照するというので、同様の場合について電話のガイドラインでも述べられているということですので、特に卸サービスを利用されているユーザーが電話の場合と比較にならないほど多いということを考えますと、その点に大きく気配りしておくことが必要ではないかと思いました。

私からのコメントは以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。長田構成員、お願いします。

【長田構成員】 ありがとうございます。今の利用者への周知の在り方のところなんですけれども、電話のユニバーサルサービスが始まった当時は、まだ請求書が紙で送られるというような、そういう時代でした。ですので、まだ何かお伝えをするにしても、手法があったと思います。

ところが、今は自分で明細を見に行かなければ分からないということもありますし、お手紙を同封してとかというようなこともなかなか難しい感じになっていますという、その時代の違いを強く感じています。

周知の在り方の1ポツ目のところに、総務省や支援機関のホームページ、パンフレット等においてと書いてあるんですけども、一体誰が総務省や支援機関のホームページを見るのか、どういうきっかけがあって見ることになるのか、それから、パンフレットはどこで一体受け取るのだろうかとかというところが、今の時代にちょっと合っていないのではないかというふうにも思っておりますので、何か積極的な説明のまず手法を考えなければいけないということと、それから、何を伝えるかというところが、今回のこの仕組みはなかなかやはり難しいところがあって、同じようにブロードバンドのサービスを使用している人であっても、事業者によって対象が変わるというようなこととかも、ちょっと理解がなかなか難しいし、今度はもう一つ、同じ利用者の中でも、自分の地域が特別支援区域であるというふうになった場合に、特別支援区域というのは一体何だろうということをきち

んと理解していただかなければいけないというようなこと、課題がたくさんあると思いますので、いろいろ工夫をぜひ重ねていただいて、電話のときと同じで周知が進むかという、それはなかなか難しいと思っていますので、より一層の努力が必要かなと思っています。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。春日構成員、お願いします。

【春日構成員】 今回の周知の点なんですけれども、最後の周知のやり方自体はこのくらいなのかなというふうな気がしますので、その表記自体はいいんですけれども、私が理解しますところ、ブロードバンドで利用者に負担を求めるという金額が出た場合に、別記載になって資料が出てくる、請求書が出てくるということになるんじゃないかというふうに思っています。

まず、その点を確認したいのと、聞くところによりますと、また利用者にサービスを依頼するような事項というのが別の検討会でも出てくるようなことをちょっと聞いておまして、そうすると、一つ一つの金額は少ないんですけれども、项目的に2つ3つというふうにどんどん増えていくような印象を与えてしまわないのかなというふうな危惧をちょっと持ちました。

なので、一つ一つの項目自体についての周知もそうなんですけれども、全体としてどんな考え方があるのかということ、総務省でもどこかでお示しになる必要があるのかなというふうに感じました。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。関口構成員から御指摘、お願いできますでしょうか。

【関口構成員】 10ページ目の特別支援区域について、収入費用方式のイメージが示されておりまして、林構成員からは、何らかの効率性のファクターを入れるべきではないかというお話がございました。気持ちとしては同じなんですけれども、今回のブロードバンドのユニバーサルサービスは、P S T Nの音声に対するユニバーサルサービスと異なって、最終供給義務をN T T東日本・西日本に課することが実はできないんですね。ブロードバンドは、基本的には光は自社で引いたとおっしゃっているし、他者が手を出さないようなところに誰が供給するかといったときに、事実上力があるのはN T T東日本・西日本と分かっているけれども、そこに義務付けができるかということ、今回のプロセスの議論の中で

いうと、結論としては強制できないということがあったと思うんですね。

そのことが、先ほどの7ページの特別支援区域の回線設備の規模の割合についても、10%という少し甘い数字を出してきて、将来的には段階的に引き上げることを考えるということでもありますけれども、そのようにして、ぜひ逃げないでくださいねというお願いで、この10%だと私は理解しております、その意味で、10ページの収入費用方式についても、PSTNの場合には、様々なところで効率化を要求してきました。プライスキップなんかでも、効率化係数を毎年達成しているかみたいなチェックをかなり厳しくやってまいりましたし、それから、LRICのように、効率性をとことんまで追求したモデルも使いました。もちろんどのようなモデルをつくるかというのも大きな課題だとは思いますが、とりわけ特別支援区域については、最終供給をぜひNTT東日本・西日本にお願いしたいという趣旨であるので、信頼性を前提に、そこはあまりうるさいことは言わないというのが10ページの趣旨と私は理解いたしましたということで、気持ちとしては、非効率性って、どこかにあったときには排除したいねというのはあると思うんですが、そこはNTT東日本・西日本を信頼するという事だと思っんですね。

8ページの注17でも例外を認めて、これ、具体的には、海底ケーブルが切断されてしまったようなときに、その費用がモデルでは加味されていないので突出してしまうような場合にこれを含めるというような意味で、全体的に、効率性の排除については少し甘めでありまして、とりわけ特別支援区域は大甘というのは、今回、お願いベースでやるという範囲において許容されるかなと私は理解いたしました。

以上でございます。

【大橋主査】 大切な指摘だと思います。ありがとうございます。それでは、三友構成員、お願いいたします。

【三友構成員】 ありがとうございます。ちょっとここに書いていないことではあるんですけども、1点だけ気になることがありまして、コメントさせていただきたいと思いません。

それは、今回の枠組みが、競争のないブロードバンド市場においてサービスを維持するための仕組みをつくっているわけですが、ブロードバンド市場の場合は、隣接して競争市場があるわけでありまして、構造として、競争市場における利用者が、基本的には設備設置事業者になるかもしれないけれども、その利用者が競争のない市場の利用者をサポートするという形になるわけですが、やっぱり市場をゆがめる可能性というの

を注意しておかないといけないんじゃないかなというふうに思いました。

基本的に、経済原理に基づけば、競争原理が働くべきであって、そのところに今回の枠組みが影響を与える可能性もあります。そのことをやっぱり長期的には見ていかなきゃいけないと思うんですね。特にブロードバンドの場合、技術が大きく変わってきますので、例えば、最近でも、低軌道衛星を使ったインターネットサービスが日本でも提供され始めていますけれども、事によると、ブロードバンドのユニバーサルサービスの課金を避けるような消費者行動というのもし現れてくるかもしれないかなというふうに思うんですね。逆にそういう方向に技術が進んでいってしまう可能性もあるし、市場の志向もそちらのほうに行ってしまう可能性もないとは言えないかなとも思っています。我々が地べたにはってインターネットを考えている分には、全然問題にならないんですけれども、今後10年20年というスパンを考えていったときに、大きな技術の変化によって、この仕組みが大きくゆがめられる、あるいは、この仕組みの結果として、市場が変わっていくということもあり得ないかなというのをちょっと感じたところでございます。

超越的なコメントで大変恐縮なんですけれども、そういった点について指摘させていただきたいと思います。以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。イノベーションなり技術の進展もしっかり視野に入れるというのは、大変重要な御指摘だと思っています。

これで皆さん、手が挙がっている方には御発言いただいたと思っていますので、よろしければ、たくさん御指摘いただきましたので、もし事務局のほうからコメント等ありましたら、いただけますでしょうか。

【柳迫事業政策課調査官】 たくさんの御意見をいただきまして、誠にありがとうございます。頂戴した御意見について、事務局からコメントさせていただきます。

最初に、林先生からの御意見で、10ページの収入費用方式のところの費用回収と効率化のバランスについてですけれども、関口先生からも追加で御意見があったところでございます。

費用回収と効率化のバランスがやはり大事だと思っておりますので、適正なコストをモデルでどう算定していくか、本日、林先生、関口先生からいただいた御意見を踏まえて、モデル構築に向けてしっかりと検討してまいりたいと思います。

また、大谷先生からは、11ページの卸先事業者がサービスを提供する場合の負担金の回収について、エンドユーザーから見て混乱しないようにといった趣旨の御意見がございま

した。

こちらにつきましては、卸元事業者から負担金を徴収する仕組みというのは、※23でも書いていますとおり、電話に関するユニバーサルサービス制度でも同じでございます。実際に、最後のページで書いていますけれども、電話に関するユニバーサルサービス制度の場合も利用者が混乱しないように、請求書に明示する場合の明示の仕方や情報開示などにつきましては、業界でガイドラインを作られたと承知しております。そういった点も考慮しまして、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度でも卸先事業者のサービスを利用する場合に、利用者が混乱しないような明示の仕方について、電話に関するユニバーサルサービス制度のガイドラインを参考にしていくことも考えられます。

長田先生から、周知につきまして、利用者が自分から情報にアクセスしないため、周知する側が積極的に発信し、説明手法の工夫が必要だという御意見がございましたので、より積極的な説明や説明手法の工夫についてしっかりと検討していきたいと思っております。

また、電話に関するユニバーサルサービス制度との違いというところだと、長田先生の御指摘のとおり、ブロードバンドサービスでは、支援区域を具体的に総務大臣が指定するというようになっておりますので、この支援区域というのがどういうものなのか、何のために交付金を交付する必要があるのか、電話に関するユニバーサルサービス制度との違いも含めて、しっかりと周知できればと考えているところでございます。

春日先生からは、周知に関しまして、今回は、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度の話ですけれども、類似の仕組みとして、電話に関するユニバーサルサービス制度と電話リレーサービスの交付金制度があり、それぞれ請求書の明示が想定されますので、周知に当たっては、こうした3つの仕組みの考え方をしっかりと示す必要性について御意見をいただきました。そのため、利用者へ周知するに当たりましては、こうした3つの関係についても示せるように工夫ができないかと考えているところでございます。

最後に、三友先生からの御意見ですけれども、三友先生のおっしゃることはごもっともだと思っております。まさに技術の進展というのはスピード感が速いですし、やはりイノベーションというのがこれからどんどん起きてきて、環境も変わってくると考えます。

そういったときに制度が競争をゆがめるようなことがないようにということで、技術中立性、競争中立性というのは、今回、制度設計を検討していく中で、そこに留意しながら御議論いただきましたけれども、今回の形が最終形ではございませんので、こうした技術

の進展ですとか環境変化を踏まえて、適時適切に制度の見直しを検討できればと考えております。

事務局からは以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

たくさんコメントをいただきまして、ありがとうございます。

もしよろしければ、以上、3つのパートをやったんですが、全体を通じて御意見あれば、改めていただければと思いますが、構成員の方々、いかがでしょうか。

林構成員から、先ほどの論点かもしれません。お願いできますでしょうか。

【林構成員】 まさに先ほどの点でございますが、私も先ほど整備の点と効率化のバランスということを強調したわけですが、なぜそういうことを申し上げたかという、海外の状況を見ているとちょっと気になる点がありまして、例えば、イギリスなんかを見ていると、今回の取りまとめのように特別支援区域みたいなのも入れて、そこで事業者さん、BTですけども、そこが手を挙げるという制度にしているんです。制度が入って3年ほど経つようなんですけども、まだ1件も手が挙がっていないようでして、日本と違ってイギリスは町字より広い単位ですので、一概に単純比較はできないんですけども、イギリスの例なんかのように、制度をつくっても、事業者が手を挙げずに、結局、特別支援区域の整備が進まないということでは、制度をつくった意味がありませんので、私もまずは、関口先生がおっしゃったように、手を挙げやすい制度にすべきだと、それを基本にすべきだというふうに思うんですけども、他方で、やっぱり効率化を全く考慮しないということになっては、市場のゆがみというものをもたらすおそれもありますので、今後、モデルと実際費用の組合せによる何らかの算定モデルを考えていく中で、事業者の意見を十分に聞きながら、実際に手を挙げる事業者との意見交換を密にすることで、制度を具体化する総務省と、実際に汗をかく事業者が同じ方向を目指すような形にできればよいのではないかというのが私の発言の思いでございますが、その点もちょっと事務局におかれましては、今後検討を深めるに当たって、考慮いただければというふうに思います。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。関口先生からもコメントいただきまして、どうでしょう。

【関口構成員】 ありがとうございます。関口でございます。3ページ目のところで、先ほど随分議論が進みまして、用語の普及を含めて、ワイヤレス固定ブロードバンドの専

用型、共用型について議論が深まったと思うんですが、実は、3番目のところにある、NTT東日本・西日本が携帯事業者の設備を借りて、MVNOとしてブロードバンドを提供するという点については、自己設置の設備要件との関係で、今後、新たな組織が立ち上がって、法改正を含めた議論が進んでいくと思うんですけども、実は、ワイヤレス固定ブロードバンドという名前は、その前のワイヤレス固定電話のほうで使われ始めた用語をブロードバンドにも用いたということで、起源としては電話のほうにあるわけですけども、ワイヤレス固定電話のほうは、設置後10年たたないと、電話のみのサービスだと、収支とんとんにすらならないということで、ソフトバンクなどから、効率性を求めて導入を認めてあげたのに何だったんだというふうにお叱りを受けたという件だったんですけども、このワイヤレス固定ブロードバンドを携帯事業者の無線を借りてNTT東日本・西日本が行われるということによって、ワイヤレス固定電話の収支の改善に資するというふうには私は思っておりまして、その点でも、この会そのものは事業法の詳細を政省令で定めるための会議でございますので、会を改めて慎重審議をいただくということになろうと思っておりますが、ぜひ進める方向で御議論を継続していただけたら幸いですというふうに思っております。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。2点重要な御指摘をいただいて、もし事務局からコメントあればあれですけども、どうですか。

【柳迫事業政策課調査官】 林先生と関口先生におかれましては、御意見をいただきまして、誠にありがとうございます。

林先生の御意見の趣旨も承知いたしましたので、林先生の御意見も参考にしながら、今後、このモデルの検討を進めていければと思っております。

また、関口先生の御意見につきましては、前回もこの点につきまして、関口先生から御意見を頂戴しておりまして、今回の取りまとめ（案）の中には、関口先生の御意見の趣旨は、しっかりと書いていると思っておりますので、この取りまとめ（案）を踏まえて、今後検討を深めていきたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

【大橋主査】 大変様々、御指摘いただきまして、ありがとうございました。

今回、これ、一旦の取りまとめとさせていただきます、さらに今後進めていくわけですが、御指摘いただいたように、ワイヤレス固定ブロードバンドの今後の問題、あるいは

は特別支援区域の扱い等々、まだまだ今後課題もありながらも、一旦ここで取りまとめをするということで、皆さんから様々御意見いただいたところだと思います。

私の受け止めは、この取りまとめ（案）について、特段修正を求める声はなかったのではないかなというふうな受け止めをしています。

もしこのまとめについて若干違和感があるという構成員の方がいらっしゃいましたら、御指摘いただければと思いますが、そのような私の受け止めで、皆さん、違和感ございませんかね。

なさそうな感じで受け止めさせていただいて、賛同いただいたメッセージもいただきました。ありがとうございます。

そうしましたら、取りあえず今回、本案、この形で進めさせていただいて、仮に修正とか、内容、若干この先、語句修正なり出てくるかもしれませんが、そこの辺り、時間の関係もありますので、主査に一任させていただくという形で進めさせていただければと思います。ありがとうございます。

本案は、私のほうで預かった上で、必要に応じて修正した上で、本ワーキンググループの取りまとめとして、ユニバーサルサービス政策委員会のほうへ御報告をさせていただくということだと思います。

ちょっと私のコメントもさせていただくと、今回、様々お話をいただいた中で、三友先生からも、今後イノベーションがあるだろうと。まさにサービスに着目すると、やはりサービス自体というのは、イノベーションに取り残される可能性は常にあるので、そういう意味でいうと、そうした点について常に気を配っておかなきゃいけないということだと私も思います。

他方で、今後、交付金の算定の方向はしっかり御検討いただかなきゃいけないですけども、これによって、さらに、ある意味、今回第二号基礎的電気通信役務と言われているものですけども、ユニバーサルサービスの考え方がより広い範囲で国民のメリットとして享受できる環境が整っていくということなのではないかと思っていて、これ自体の方向性としては、行政としてもしっかり進めていただくことが重要だなというふうに考えた次第であります。

皆様にも、実はこれ以外にも、放送の問題とか、あるいはOTTとの関係とか、様々、この前身の会議体も含めて御議論いただいたところだと思いますけど、引き続き関心を持って推移を見守っていただいて、適宜、叱咤激励していただければというふうに思ってい

る次第です。ありがとうございます。

それでは、事務局より連絡事項があれば、お願いできればと思います。

【加藤事業政策課課長補佐】 事務局でございます。大橋主査からもございましたとおり、本日御議論いただきましたブロードバンド基盤ワーキンググループ取りまとめ（案）につきましては、所要の手続を経まして、本ワーキンググループの取りまとめとして、ワーキンググループの親会であるユニバーサルサービス政策委員会に報告をし、御審議いただく予定でございます。

次回会合の日時、議題等の詳細につきましては、別途御連絡をさせていただきます。

以上、よろしくお願いいいたします。

【大橋主査】 ありがとうございます。

それでは、これをもちまして、本日の第5回ブロードバンド基盤ワーキンググループを閉会とさせていただきます。

大変お忙しいところ、非常に闊達な意見交換をさせていただきまして、本日は誠にありがとうございました。

以上